

第462回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和8年7月29日（水）
- 2 開催年月日 令和8年8月24日（月）午前10時30分から午前11時21分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館 5階 大会議室
- 4 出席者
委員（10名）
亙理 榮好 委員、砂田 光保 委員、畠山 康男 委員、天野 勝文 委員、斎藤 千加子 委員、菊地 克昌 委員、熊谷 正樹 委員、平井 俊朗 委員、菊地 敏克 委員、山崎 義広 委員
[欠席5名：島田 悦作 委員、小川原 泉 委員、小林 洋介 委員、大村 文雄 委員、川戸道 達三 委員]
岩手県（16名）
森山技監兼水産担当技監、工藤技術参事兼水産振興課総括課長、藤原漁業調整課長、鈴木振興担当課長、中野特命課長、熊谷主任主査、前川技術専門幹、遠藤技師、阿部技師、佐々木技師、阿部水産技術センター所長、野呂漁業取締事務所長、志田沿岸広域振興局水産部長、小川宮古水産振興センター所長、今野県北広域振興局水産振興課長、宮本大船渡水産振興センター主任主査、
事務局（3名）
遠藤事務局長、藤原事務局次長、渡邊主任
傍聴者（0名）
報道関係者（1名）
- 5 委員会の議事
第1号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）
第2号議案 船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する委員会指示について
第3号議案 ひらめの採捕制限に関する委員会指示について
- 6 委員会の経過
遠藤事務局長
それでは定刻となりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。
亙理会長
ただ今から、第462回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ、御出席をいただき、ありがとうございます。また、県からは、関係職員に出席をいただき、御苦勞様でございます。

さて、本日、御審議いただく議案は、県からの諮問1件、委員会指示2件となっております。なお、委員会終了後には、毎年開催しております宮城海区漁業調整委員との交流会も予定しておりますので、会議の円滑な進行につきまして御協力いただきますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

遠藤事務局長

どうもありがとうございました。それでは、これからの議事進行につきましては、会長にお願いいたします。

亘理会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。

本日は、島田悦作委員、小川原泉委員、小林洋介委員、大村文雄委員、川戸道達三委員の5名が欠席でございますが、10名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてであります、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。

議事録署名委員として、山崎義広委員と平井俊朗委員にお願いをいたします。

亘理会長

それでは、第1号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。

遠藤事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、これ以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案、知事許可漁業の制限措置等について。要旨、岩手県知事から、岩手県漁業調整規則（令和2年岩手県規則第66号）第4条第1項第1号、第2号、第9号、第13号及び第14号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。知事からの諮問の根拠となります、県漁業調整規則及び漁業法の規定につきましては、資料の17ページ以降に抜粋して整理してございます。

初めに17ページを御覧願います。関係する箇所を太字として、下線を引いて表記しておりますが、今回の制限措置等を定めようとする漁業は、県漁業調整規則第4条第1項第1号のあわび漁業、第2号のなまこ漁業、第9号の火光利用敷網漁業、第13号のさけはえ縄漁業及び第14号のいるか突棒漁業の5つの漁業が対象でございます。

この漁業の許可に際し、制限措置として定める項目等につきましては、18 ページと 20 ページに抜粋して整理してございますが、これまで、同様の知事からの諮問があった際に説明させていただいておりましたので、ここでの改めての確認は省略させていただきます。

それでは、1 ページを御覧願います。令和 8 年 8 月 6 日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。

その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令とその関係条項が整理されておまして、結びに、当委員会の意見を求めることが記載されております。

2 ページ以降に、対象となる漁業の制限措置の内容等について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

藤原漁業調整課長

岩手県水産振興課の藤原です。よろしくお願いいたします。それでは、第 1 号議案、知事許可漁業の制限措置等について、県から説明いたします。恐れ入りますが、以降、着座にて失礼いたします。それでは初めに、資料 13 ページをお開き願います。

知事許可漁業の許可申請の募集に当たりましては、許可すべき船舶の数など、上段の表に示す制限措置として定め、その内容をあらかじめ公示することとされております。今回、お諮りするの、(3) の一つ目の表の操業区域を岩手県沖合海面とする知事許可漁業の種類のうち、8 火光利用敷網漁業、12 さけはえ縄漁業、13 いるか突棒漁業と、その下二つ目の表の操業区域を共同漁業権区域内とする知事許可漁業の種類のうち、2 あわび漁業と、次の 14 ページにございます三つ目の表の操業区域を共同漁業権が設定されていない海域とする知事許可漁業の種類のうち、1 あわび漁業及び 2 なまこ漁業でございます。

今回の諮問の対象となる漁業に係る制限措置について御説明いたしますので、その下の 2 制限措置のうち、許可及び起業の認可をすべき船舶等の数について、を御覧ください。

初めに、(1) の操業区域を岩手県沖合海面とする知事許可漁業について御説明いたします。まず、ア火光利用敷網漁業について、当該漁業には、いかなごを目的とする、いかなご棒受網漁業と、いかなご、しらうお及びしろうおを目的とする、いかなご、しらうお、しろうお棒受網漁業の 2 種類がございます。

一つ目の表の、いかなご棒受網漁業についてですが、現在の許可数が久慈管内 44 件、宮古管内 50 件、釜石管内 13 件、大船渡管内 24 件の計 131 件に対し、今回、久慈管内 43 件、宮古管内 52 件、釜石管内 13 件、大船渡管内 24 件の計 132 件の要望があったところでございます。

二つ目の表の、いかなご、しらうお、しろうお棒受網漁業についてですが、現在の許可数が大船渡管内 17 件に対し、今回、大船渡管内で 19 件の要望があったところです。

このことを受け、公示する許可の数について検討させていただきましたが、対象魚種であるいかなご、しらうお及びしろうおのいずれも漁獲量が減少し、近年は非常に低位で推移しており、特に、しらうお及びしろうおについては過去 2 か年の漁獲量がゼロとなっていることから、現状では、許可数を増やして、漁獲努力量を増やす状況にはないと考え、

業界団体からもこの件について意見を伺ったところ、同様の見解が寄せられたことも踏まえ、現在の許可数の合計を上限として許可枠を公示するものです。

なお、久慈管内における公示する許可の数は、要望どおり、現在の許可数から1減とした43件とし、宮古管内における公示する許可の数を現在の許可数である50件に1増とした、51件を許可枠としております。

次に、イサキハエ縄漁業についてでございます。当該漁業では、県が定めた隻数の最高限度を超えないよう水産庁から通達されておりまして、許可の要望数が当該許可枠の範囲内であったことから、操業区域1について計47件、操業区域2については計26件のいずれも要望数通りの許可枠を公示するものでございます。

次に15ページにございます、ウイロカ突棒漁業についてでございます。当該漁業においては、道県ごとに相互の許可数の調整を行ってきた経緯がございまして、要望調査の結果、許可の要望数が当該許可枠の範囲内であったことから、北海道2件、宮城県1件の計3件の要望通りの許可枠を公示するものでございます。

続いて、(2)操業区域を共同漁業権区域内とする知事許可漁業についてでございますが、アアワビ漁業及びイアワビ潜水器漁業につきましては、当該共同漁業権内の漁業権者等がアワビを採捕する漁業となっておりますので、公示する許可の数は「定めなし」とするものでございます。

最後に、(3)の操業区域を共同漁業権が設定されていない海域とする知事許可漁業でございますが、要望調査の結果を踏まえ、アアワビ漁業は計268件、次の16ページにございます、イナマコ漁業は60件で、要望数通りの許可枠を公示するものでございます。ただいま、御説明した漁業に係る制限措置につきましては、資料2ページから12ページに公示案をお示ししておりますので、併せて御確認ください。

説明は以上となりますが、今回の公示に当たりまして、諮問の内容の変更を伴わない字句の修正につきましては、県に御一任いただくようお願いいたします。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

亘理会長

ただ今、第1号議案について、事務局及び県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いします。

(平井委員 挙手)

平井委員

14ページの資料についてお伺いしたいのですが、アの火光利用敷網ですが、下のいかなご、しらうお、しろうお棒受け網漁業、これは漁獲量が減っているのに現状維持で、要望数が許可数を上回っているということは理解できたんですが、上の表のいかなご棒受け網ですが、宮古管内だけが要望数に対して許可数が1つしかない。現在の2つより1件増やすということなんですが、これはどういう事情なんですか。

藤原漁業調整課長

御質問ありがとうございます。こちらにつきましては、久慈管内で1件、許可の要望が減ったということで、1件減ったところに対し、宮古管内では現在の許可数に対して2件要望するということで、久慈管内で1件減った分を宮古管内に回して、トータルとして現状維持にして、全県で漁獲努力量を増やさない考え方で整理させていただいたものでございます。

平井委員

わかりました。

亘理会長

どうもありがとうございます。よろしいですか、他にございませんか。

(「ありません」の発声)

亘理会長

御意見なければお諮りします。第1号議案、知事許可漁業の制限措置等について、異議がない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

亘理会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、異議のない旨、答申することに決定いたします。

第1号議案終了

亘理会長

続きまして、第2号議案「船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する委員会指示について」を上程します。事務局から説明をお願いします。

藤原事務局次長

事務局次長の藤原でございます。それでは、第2号議案について御説明いたしますので、青色の表紙の資料を御準備願います。以降着座にて御説明させていただきます。

第2号議案、船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する委員会指示について。要旨、漁場での漁業者と遊漁者とのトラブルの未然防止及びさけはえ縄漁業の操業の秩序の維持と操業の安全を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕について制限しようとするものでございます。

委員会指示を発動する根拠法令として漁業法については、7ページを御覧ください。

漁業法第120条の、ゴシック、アンダーラインの部分ですが、「海区漁業調整委員会」は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関す

る制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる」となっております。

続いて、3ページを御覧願います。本委員会指示を必要とする理由について記載しております。最初に、1の、はえ縄（いかり止めによるものを除く）以外の釣り漁具によるさけ・ますの採捕の禁止についてでございますが、この指示は、漁場での漁業者と遊漁者とのトラブルの未然防止を図るために、昭和56年度に発動し、その後も毎年発動しているものでございます。今年度においても引き続き、はえ縄以外の釣り漁具によるさけ・ますの採捕を禁止する必要があります。

次に、2の、さけはえ縄漁業の操業の時間及び操業の方法の制限についてでございますが、この指示は、平成2年度に、当時の岩手県さけ・ます延縄漁業組合から要望を受けまして、さけ延縄漁業の操業の秩序の維持と操業の安全を図るために、引き続き当該漁業の操業時間及び操業の方法を制限するものでございます。その内容は、当該漁業組合における操業の自主的申合せ事項を基礎とし、その後も要望を受けていることから、継続して制限する必要があると考えています。

4ページを御覧願います。令和8年7月8日付けで当委員会の会長あてに、岩手県沿岸漁船漁業組合から、令和8年度さけ・ますの採捕に係る制限について（要望）として、前年同様の内容で要望する旨の要望書が提出されております。

5ページを御覧願います。船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する委員会指示の変遷について、簡単にまとめております。

昭和56年度に委員指示を発動し、海区委員会の承認漁業としました。総トン数10トン未満の漁船を対象に承認しております。

規制する前は、総トン数10トン未満の漁船による自由漁業として営まれていましたが、サケの回帰量が増え、着業を希望する漁業者が急増し、このままでは漁業者同士又は遊漁者とのトラブルが生じる懸念があったことから、漁業者の意見も聞きながら、委員会指示を発動したものです。その後、毎年委員会指示は継続して発動しております。昭和62年度に海区委員会承認制から知事許可漁業に移行し、現在に至っております。

平成2年度以降の委員会指示は、漁具・漁法、操業の時間、操業の方法について、継続して発動しており、漁場でのトラブルを防いでいます。

今年も、さけはえ縄漁業の操業が見込まれることから、事務局といたしましては、今年度におきましても、昨年度と同様の委員会指示の発動が必要と考えております。

それでは、1ページを御覧願います。令和8年度の委員会指示案を御説明いたします。

読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、岩手県の沖合海面において、船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕について、次のとおり制限する。

日付につきましては、本日御承認いただければ、令和8年9月4日を予定しております。会長名でお出しいたします。

指示の内容でございますが、1制限の期間、令和8年10月1日から令和9年2月28日まで。2制限の内容、以降につきましては昨年度と同様の内容となりますので、読み上げは省略させていただきますが、参考として、2ページにこの委員会指示の新旧対照表と、6ページには、さけはえ縄漁業の概況に関する資料を添付しております。後ほど御覧ください。

また、この委員会指示につきましては、県報掲載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。説明は以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。

亘理会長

ただ今、第2号議案について、事務局から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

（「ありません」の発声）

亘理会長

御意見なければお諮りします。第2号議案、船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する委員会指示について、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

亘理会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定いたします。

第2号議案終了

亘理会長

続きまして、第3号議案「ひらめの採捕制限に関する委員会指示」を上程します。事務局から説明をお願いします。

藤原事務局次長

引き続き、事務局次長の藤原から、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。これ以降着座にて御説明させていただきます。

第3号議案、ひらめの採捕制限に関する委員会指示について。要旨、岩手県のひらめ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、ひらめの採捕等について制限しようとするものでございます。根拠法令の漁業法は、9ページに整理しておりますが、第2号議案と同じなので、説明は省略させていただきます。

今般の委員会指示につきましては、岩手県漁業協同組合連合会からの要望に対応し、平成19年から毎年発動しております。

3ページを御覧願います。今年度におきましても、令和8年7月21日付けで当委員会の会長あてに、岩手県漁業協同組合連合会から、「ひらめの採捕制限に係る海区漁業調整委員会指示の継続について」として、前年と同様に、全長30センチメートル未満のひらめの採捕の禁止や、委員会指示の発動期間を周年とすることなどの要望書が提出されております。

次に、5ページを御覧願います。これは、今年2月に、岩手県漁業協同組合連合会と岩手県水産技術センターが、岩手県沖における漁業資源の生態と資源特性として取りまとめた報告書から、ひらめの資源動向等のページについて抜粋したものでございます。

報告書では、水揚げ動向や資源動向について記述されておりまして、全長組成や年齢別推定資源量などに関する調査結果から、本県のひらめは、資源量水準は高位で、資源動向は横ばいにあると判断されることが記述されております。

6ページの下段の資源管理に関するコメントでは、安定的な漁獲を維持するためには、現行の資源保護措置を継続し、小型個体を確実に保護することが重要と考えられます、と整理されております。

4ページには、委員会指示の内容等の変遷を示してございます。平成19年にひらめの採捕制限に関する委員会指示を発出し、その後必要に応じて見直ししながら現在の委員会指示に至っております。事務局といたしましては、岩手県漁業協同組合連合会からの要望と、調査研究に基づくひらめの資源評価などを踏まえ、ひらめ資源の繁殖保護を図るためには、ひらめの採捕等について継続して制限する必要があると考えております。

それでは、1ページを御覧願います。令和8年度の委員会指示案を御説明いたします。読み上げます。岩手海区漁業調整委員会指示第 号、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、ひらめの採捕等について、次のとおり制限する。日付けにつきましては、本日御承認いただければ、令和8年9月4日を予定しております。会長名でお出しいたします。指示の内容でございますが、1制限の期間、令和8年10月1日から令和9年9月30日まで。2制限の内容、以降につきましては、昨年度と同様の内容となりますので、読み上げは省略させていただきますが、参考として、2ページに、この委員会指示の新旧対照表を、7ページ以降に、県内魚市場におけるひらめの水揚げ状況に関する資料等を添付しております。後ほど御覧ください。

また、この委員会指示につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議いたします関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるようお願いいたします。説明は以上となります。それでは、御審議の程、よろしくをお願いいたします。以上です。

亘理会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、お願いいたします。

(熊谷委員 挙手)

熊谷委員

ひらめ資源、高水準にあつて横ばいだという大変喜ばしい状況だと思っていますが、毎年、相当数の稚魚放流、これがかなり功を奏しているのかなと思います。

確か、本県で定めていた栽培漁業基本方針、令和4年から8年度で完結するところだと思いましたが、その中のひらめの所で、ひらめ種苗生産の体制の確立や、費用負担の配分の検討とか、それを基本方針の満了の間にきちっと確立して、持続的栽培漁業を確立させるとあったと思います。今年、満了年度ということで、稚魚放流に関しては、だいぶ目途が立ってきているのでしょうか。

資源量が高水準で、漁獲量も増えている。ひらめは数年から10年のサイクルで漁獲量の変動をしているとは言われていますが、今は高水準にあるけれども、今後、また減少するのではないかと危惧するところでもあります。ひらめの持続的栽培漁業の確立について、差し障りない程度でよいので教えていただければと思います。

工藤技術参事兼水産振興課総括課長

水産振興課の工藤と申します。御質問のあった県の栽培漁業計画は、確かに令和8年度までの計画となっていました。その中でひらめの費用負担等の見直しについて、検討させていただいているところでございます。ただ、ひらめの種苗生産は、現在の物価高騰等の影響も受け、なかなか費用、放流効果の関係がうまく結びつけられてない、費用対効果がうまく結びついてないというような状況になっており、さらに種苗放流経費の削減等に取り組む必要があると考えているところでございます。

今回、令和8年度までの計画になっていて、現在、その次年度以降の計画の見直しを図ることとしており、まず、この栽培漁業基本計画というのは、国の方で方針を立てて、その方針に基づいて県の計画というのを立てることになっておりますので、まだ、国の方針が出てきてないので、その国の方針が出てきた段階で、それに合わせて県の計画の見直しを図っていきたいと考えているところでございます。

熊谷委員

ありがとうございます。相当な費用をかけて稚魚放流している。それで資源量、天然魚の再生産もある中で、ある程度、稚魚放流で効果を上げている。相当の資金負担して、今の現状を維持していると思いますが、遊漁による漁獲も相当数あると思うんです。遊漁の規制が同じ30センチ規制でいいのかと個人的に思っています。

青森県の釣りガイドを見ますと、青森県は35センチメートル規制ですけども、リリース目安サイズが40センチメートルでうたっています。35センチメートル以下は放流というのも入っている。リリースの目安40センチメートル、これも一つかなと、他県の取り

組みを見て思いました。遊漁に対してもどうかなという思いがあります。ありがとうございました。

工藤技術参事兼水産振興課総括課長

ひらめについては確かに遊業での採捕もかなり多く、遊業者の方からの費用負担というところが検討されるようになっていきます。岩手県の場合、遊業者の団体、皆さんが入っている団体が作られていないという状況があり、意思統一、意見集約が難しいというところが、ネックになってございます。そのような遊漁団体ができれば、当然、自主的な取り組みとして、青森県の遊漁団体の例のような、40センチ目安にリリースということも可能になってくるのかもしれないですが、業界団体の意見を取りまとめるという機能がやはり必要になってくるのかなというふうに考えています。

熊谷委員

ありがとうございました。

亘理会長

他にございませんか。御意見等がなければ、お諮りします。第3号議案、ひらめの採捕制限に関する委員会指示について、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については、事務局に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

亘理会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、原案のとおり指示することに決定いたします。

亘理会長

次に、その他に移ります。委員の皆様から、委員会で共有したい情報などはございませんか。

(菊地克昌委員 挙手)

菊地克昌委員

菊地と申します。ここで聞いていいのかどうかはつきりしないところもあるんですけども、最近、くろまぐろの漁獲枠の拡大のニュースがネットで流れておりまして、岩手日報でも見たところなんですけれども、私も漁獲枠が拡大して、いいニュースだなと思っておりましたら、新聞記事では、重茂漁協の組合長さんが漁獲枠は拡大になったけれど、定置漁獲の1回分の量という話が出ておりました。要は漁獲枠の拡大が足りないというコメントだったと思いますが、漁業者の方は、どれぐらいの漁獲枠の拡大を求めているのかということと、日本政府が、どれぐらいの漁獲枠の交渉を進めて、実現したのはどれぐらいなのかということが気になりましたので、教えていただければと思って発言させてもらいました。

遠藤事務局長

まず、事務局の方から現状説明をさせていただきます。太平洋のこれまでの資源管理につきましては、国際会議でメキシコの反対があって合意できなかったこと。その後の再交渉において、大型魚 25 パーセントの増枠で合意したこと。25 パーセントは国単位でございます。ただし、小型魚は 6 パーセント減るというのがございまして、あとは、日本だけじゃなくて、韓国とか様々な国に配分するというあたりがまだ決められていない。その交渉がこれからだということが報道されていたと思います。小型魚分が減るということで懸念もあるというところでございます。まず現状の報告とさせていただきます。

工藤技術参事兼水産振興課総括課長

局長の方からも現状の説明がありましたけれども、漁獲枠の増枠というのは、中西部太平洋の枠として 25 パーセントの増枠で、小型に関しては 6 パーセントの減少ということで、これから中西部の国の中で調整が入りますので、日本が 25 パーセント増枠になるかはまだ決まってないというのがまず一点でございます。

それから、漁業者の方がどの程度漁獲枠を求めているのかについては、漁業者の方から、どの程度の増枠を希望しているか聞いているわけではないですが、現在、昨年度の漁獲枠としては、岩手県の場合、大型で 97 トン、小型で 113 トン、合わせて 200 トン強の漁獲枠が示されております。それに対して、漁獲枠を超えた場合、定置網で漁獲されたものは水揚げできなくなりますので放流をしなければならないのですが、放流されている量が、令和 7 年度の推定量で 4,000 トンぐらい放流が行われております。

そういうことで考えますと、漁業者の方にとっては、25 パーセント増えるのは良いことだとは思いますが、実際、定置網に入る量としては、もっと多くあるというのが実態でございます。

山崎委員

私は漁協の組合長の立場で一言お話ししたいと思います。新聞紙上でお話ししましたが、基本的には、我々定置漁をやっている漁協は、正直な話、定置に限っては、漁獲枠云々というのは撒廃してもらいたい。なぜなら、岸から網を張って、魚が来るのを待って、入った魚をいただいている、昔ながらの漁法、私はエコ漁法と言っているんですけども。他の漁業種類は追いかけていって獲る。だから、与えられた枠も 99.99 パーセント全部消化して、翌年度もその割合で枠がある。我々の定置漁業は、その年によって魚が入るか入らないか、我々は判断できないものですから、実績割りで割り当てもらうということで、数量的にはあまり多くはないです。

先ほどお話がありました、まぐろが入って、枠を超える場合には、網を開けて放して逃がしてやる。その時、お金になる別の魚も一緒に放流する。それは、放流費用をいただいているわけですけど。魚も増えているようですので、我々漁協とすれば、定置に限っては、これは極端な話かもしれませんが、定置に限っては枠を撒廃してもらいたいというのが本音であります。新聞にも書いてあります通り、さけがほとんど皆無状態です

ので、昔あれだけ取れたさけが全然獲れなくなったので、それに変わるものという我々の考えで、せつかく網に入ったのは、獲らせていただきたいというのは本音でございますので、何かの機会では、皆さんの応援ベースで我々に支援していただければと思います。これは漁協の一組合長の意見でございますので、よろしくお願いいたします。終わります。

平井委員

今日の午後の宮城会議で、宮城県にも聞きたいと思ったんですけど、今、会長がおっしゃられた通り、現場としては、まぐろだけで済む話ではないことが起こっているわけですね。定置の漁師さんからは、最近だと、今年いわしとかさばが獲れなくて、まぐろがいわしを食べていわしが減っているのではないかと、みたいなことをおっしゃる方がいらっしゃるんです。

先般あった全国会議への要望で出そうか迷ったんですが、漁獲された大型、小型のまぐろが、一体どこで何を食べているのかという話で、他魚種の資源量への影響みたいなことは、国や県では調査されているのでしょうか。まぐろ自体の個体数については資源調査されていると思いますが、まぐろが餌として他の魚を食べる摂餌の動態に関して、他の資源への影響については、どれくらい研究や調査が進んでいるか、ご存じでしたら情報をいただきたいと思います。

中野特命課長

水産振興課の中野です。国の方で、採捕されたくろまぐろの異内容物を調べておりまして、特にするめいかで議論になりましたけど、するめいかの漁獲が減っているのは、くろまぐろがたくさんするめいかを食べているからではという話がありましたが、国の調査機関の結果では、何かを選択して食べているというより、いるものを食べている。まいわしが多ければまいわしを、するめいかが多ければするめいかといったような調査が行われていることは把握しておりました。

平井委員

その調査の結果として、するめいかの資源量自体に大きな影響はないという結論が出ているということですね。

中野特命課長

すみません。結論につきましては、ちょっと把握しておりませんでした。

平井委員

現場の漁業者の皆さんに納得してもらうためには、やはり説得力のある根拠を示す必要があるんだろうと思います。まぐろは、他の魚と違って、国際調整が取られた魚なので、日本国一国だけで決められる問題ではないので、国として守らなければいけないところがあって、そのために、結局、現場の漁業者の皆さんに多大なる御協力をいただかないといけないという側面がある魚で、政治がかなり絡んでいる魚と言ってもいいかもしれません。一方で、先ほども言いましたように、このまぐろ単体の話ではなくって、ほ

かの魚種にも影響が及ぶとすると、その因果関係を科学的根拠に基づいて、しっかりとした説得力のある説明をしていかないと、なかなか現場の漁業者の皆さんの納得というか、御協力がこれから難しくなっていくのではないかなと思います。

同じことを、宮城県の方たちにも県としてどう考えるのか。それは、ひいては国にどういう要望を出していくのかということにも関係してくると思うんですが、話題提供させていただきます。

亘理会長

よろしいですか。他にございませんか。

(「ありません」の発声)

亘理会長

県から情報提供はございませんか。

藤原漁業調整課長

ございません。

亘理会長

ありがとうございます。事務局から何かありませんか。

遠藤事務局長

事務局から3点、御連絡いたします。

次回の委員会は、12月11日金曜日の午後に、この会場、岩手県水産会館5階大会議室で開催いたしますのでよろしくお願いします。

2点目ですが、先日、委員の皆様にご覧しました全国海区漁業調整委員会連合会の令和9年度政府要望案については、その後の対応を含め、会長と協議のうえ整理を進めております。内容につきましては、10月の全漁調連東日本ブロック会議における検討状況と併せて、次回委員会でご報告いたしますので、よろしくお願いいたします。

3点目ですが、本日の午後3時30分から、宮城県庁9階第一会議室におきまして、第19回宮城、岩手両県海区漁業調整委員会委員交流会が開催されますので、御出席いただきます委員の皆様は、午後3時に仙台駅西口のタクシー乗り場に集合いただくか、直接会場に向かう方は、午後3時15分に宮城県庁1階のロビーに集合していただきますよう、よろしくお願いいたします。事務局からは、以上でございます。

亘理会長

ありがとうございます。それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会いたします。皆様、御苦勞様でございました。ありがとうございました。

終了(午前11時21分)
